

菊池市監査委員公告第4号

令和3年12月10日付け菊監第128号で勧告した財政援助団体等監査の結果に関する報告に係る勧告に対し、菊池市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第15項の規定により次のとおり公表する。

令和4年10月17日

菊池市監査委員 宮川 貞雄

菊池市監査委員 古田 浩敏

勧告事項	措置を講じた内容
<p>1. 経理規程及びそれに付随する細則、その他規程を作成・整備させること。また、支出伝票などには、支出科目を記載させ、決裁者が科目を確認のうえ決裁できるように改善させること。</p>	<p>1. 株主の立場として、公認会計士による会計面の課題調査を中心とした内部管理体制の整備及び強化に係る助言指導業務の受託を法人の株主総会にて提案し、承認された。</p> <p>当該業務によりこれまでなかった経理規程及びそれに付随する細則、その他規程を作成・整備され、令和4年4月14日に施行された。</p> <p>また、規程の整備に併せ、支出伝票等様式も整備され、決裁者が科目を確認のうえ決裁できるように改善された。</p>
<p>2. 役員及び社員等の日当額について、適正な額に見直しさせること。</p>	<p>2. 役員及び社員等の日当額について適正な額に見直しをされ、法人における各種規程の整備により、旅費規程として令和4年4月14日に施行された。</p>
<p>3. 株主研修については、その必要性、実施について、再考させること。</p>	<p>3. 法人にてその必要性、実施について再考され、今後は実施しないとの報告を受けた。</p> <p>併せて、旅費規程より株主が旅費の支給対象外であることを確認した。</p>

勧告事項	措置を講じた内容
<p>1. 経理規程及びそれに付随する細則、その他規程を作成・整備させること。また、支出伝票などには、支出科目を記載させ、決裁者が科目を確認のうえ決裁できるように改善させること。</p>	<p>1. 株主の立場として、公認会計士による会計面の課題調査を中心とした内部管理体制の整備及び強化に係る助言指導業務の受託を法人の株主総会にて提案し、承認された。</p> <p>当該業務によりこれまでなかった経理規程及びそれに付随する細則、その他規程を作成・整備され、令和4年4月14日に施行された。</p> <p>また、規程の整備に併せ、支出伝票等様式も整備され、決裁者が科目を確認のうえ決裁できるように改善された。</p>
<p>2. 役員及び社員等の日当額について、適正な額に見直しさせること。</p>	<p>2. 役員及び社員等の日当額について適正な額に見直しをされ、法人における各種規程の整備により、出張旅費規程として令和4年4月14日に施行された。</p>
<p>3. 株主研修については、その必要性、実施について、再考させること。</p>	<p>3. 法人にてその必要性、実施について再考され、今後は実施しないとの報告を受けた。</p> <p>併せて、出張旅費規程より株主が旅費の支給対象外であることを確認した。</p>